

井原議員（広志会）

令和8年2月25日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）県立高校の統廃合の基準と地域への対応について

統廃合の基準が曖昧であるとともに、2つの地域では判断を保留される状況となっているが、このことについて県民に理解されていると考えているか。

（答）

この度の県立高校の再編に当たりましては、2年前の基本計画におきまして、高校の1学年の規模といたしまして、1学年6学級を念頭に置きつつ、地域的な特性も踏まえて、中山間地域におきましては、1学年2から6学級の範囲、中山間地域以外の学校につきましては、1学年4から8学級の範囲を基本とするという考え方を示させていただきまして、この点についてご説明をしまいったわけでございます。

この考え方を踏まえて、昨年10月にはこの基本的な考え方として、都市部において1学年4学級未満となる学校について、これは令和15年度計画の末でございますけれども、その再編整備の対象とするという基本的な考え方を示して説明をさせていただきました。

この考え方に基づいて、また具体の計画が具体化する段階で、関係市町に訪問して御説明させていただいたところでございます。

引き続き、この考え方についてしっかりと説明してまいりたいと考えております。